

財政的援助団体等監査の結果（令和5年11月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	一般財団法人もみのき森林公園協会	令和5年7月11日	令和5年6月14日	実地	2

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

# 1 一般財団法人もみのき森林公園協会

## (1) 機関の概要

### ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県立もみのき森林公園等の施設を一般利用に供し、地域の振興及び県民の健康増進、心豊かな県民生活の発展に寄与する。
- ・ 所在地 廿日市市吉和 1593-75
- ・ 代表者 理事長 田端 秀秋
- ・ 設立 昭和 59 年 4 月 10 日
- ・ 役員 役員 7 人（うち常勤 1 人）、職員 9 人（非常勤職員を含む）  
（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- ・ 主な事業 もみのき森林公園施設等の維持管理及び経営、食品・土産物等の販売

### イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 4 年度
経常収益 A	99,355
経常費用 B	103,943
当期経常増減額 C (A - B)	▲4,588
経常外収益 D	0
経常外費用 E	72
当期経常外増減額 F (D - E)	▲72
法人税等 G	0
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲4,660
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲4,660
資産合計 K (L + O)	32,875
負債合計 L	7,546
指定正味財産 M	10,100
(うち、基本財産充当額)	10,100
一般正味財産 N	15,229
正味財産合計 O (M + N)	25,329

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

### ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 10,100,000 円のうち 5,000,000 円 (49.5%) を出捐 (令和 5 年 6 月 23 日現在) (所管課 環境県民局自然環境課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立もみのき森林公園
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 44,091,000円  
(うち、令和4年度管理費用 14,697,000円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況(令和4年度) (単位:人)

区 分	利用者数
もみのき荘	5,099
研修棟	2,912
キャンプ場	31
テニスコート	264
運動広場	785
自転車	2,592
スキー場	0
野外ステージ	0
体育館	3,873
アスレチック	13,497
オートキャンプ	8,959
バーベキュー広場	1,010
その他日帰り	90,978
合 計	130,000

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。